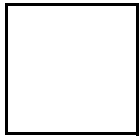


志方地区外公共下水道整備工事（第1工区）

詳細設計業務委託契約書（案）

平成〇〇年〇〇月

加古川市上下水道局



委託番号

号

委託契約書

1 委託名 志方地区外公共下水道整備工事（第1工区）詳細設計業務委託

2 履行場所 加古川市 志方町 西中、永室、西牧 地内

3 履行期間 自 平成 年 月 日
至 平成 33 年 3 月 15 日

4 請負代金額
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額)

5 契約保証金

上記の委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

平成 年 月 日

発注者 住所 加古川市野口町良野398番地の1

氏名 加古川市上下水道局
加古川市上下水道事業管理者

印

受注者 住所

氏名

印

案

(総 則)

- 第1条 発注者及び受注者は契約書記載の委託契約に関し、この契約書に定めるもののほか、募集要領等（「志方地区外公共下水道整備事業（第1工区）」（以下、本事業という。）の募集に当たって発注者が公表し、または発注者と受注者との間で授受された文書（募集要領、要求水準書、質問回答書、事業者の提案書類を含むがこれらに限られない。））及び基本協定書（平成31年〇月〇日付けで加古川市上下水道局と〇〇及び〇〇が締結した基本協定書をいう。）に従いこれを履行しなければならない。
- 2 前項の文書及び基本協定書に明示されていない事項については、発注者と受注者とが協議して定める。

(契約保証金)

- 第2条 受注者は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、受注者が契約保証金に代わる担保の提供をした場合、又は発注者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合には、契約保証金の納付を免除するものとする。

(管理技術者)

- 第3条 受注者は、業務履行について、技術上の管理をつかさどる管理技術者を定め、書面をもって発注者に通知しなければならない。

(業務工程表)

- 第4条 受注者は、契約締結後速やかに業務工程表を作成し、発注者に提出してその承諾を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等)

- 第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 受注者は、業務の成果品（未完成の成果品及び業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(再委託等の禁止)

- 第6条 受注者は、委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときはこの限りでない。
- 2 前項に規定する場合において、受注者が委託業務の処理を他に委託し、又は請け負わせる場合にあつては、第17条第1項第4号イからホまでのいずれかに該当する者を受注者とする契約を締結してはならない。

(委託業務の調査等)

- 第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況について調査し、又は報告を求めることができる。

(業務内容の変更等)

- 第8条 発注者は、必要があると認めるときは、委託業務の内容を変更し、又は一時中止することができる。この場合において、業務委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議してこれを定める。
- 2 前項の場合において、受注者が損害を受けたときは、発注者はその損害を賠償するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(履行期間の延長)

- 第9条 受注者は、その責めに帰することができない事由又は正当な理由により履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかとなったときは、発注者に対して遅滞なくその理由を明らかにした書面をもって履行期間の延長を求めることができる。この場合における延長日数は発注者と受注者とが協議して定める。

(損害の負担)

- 第10条 委託業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、すべて受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責めに帰する事由による場合においては、その損害のために生じた経費は発注者が負担するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。

(検査及び引渡し)

- 第11条 受注者は、委託業務が完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。
- 2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に成果品について検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、成果品について補正を命ぜられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。この場合における再検査等については、前2項の規定を準用する。
- 4 前項の再検査により生ずる損害については、受注者の負担とする。

5 受注者は、検査合格の通知を受けたときは、遅滞なく当該成果品を発注者に引き渡さなければならない。

(延滞違約金)

第12条 発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、受注者が履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間経過後に完了する見込みがあると認めるときは、延滞違約金を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の延滞違約金は、業務委託料に対して、延長日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した金額とする。

(業務委託料の請求及び支払い)

第13条 受注者は、第11条第2項及び第3項の規定による検査に合格したときは、書面により業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を支払うものとする。

(部分払)

第14条 委託業務の一部が完了し、かつ、可分のものであるときは、発注者は当該部分について引渡しを請求し、受注者は当該部分に対する業務委託料相当額を請求することができる。

2 前項の場合においては、第11条及び第13条の規定を準用する。

(債務負担行為に係る契約の特則)

第14条の2 委託契約が債務負担行為又は継続費等、契約期間が複数会計年度にまたがる契約（以下「債務負担行為等」という。）に係る契約である場合において、各会計年度における業務委託料の支払いの限度額（以下この条において「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

平成31年度 ●円

平成32年度 ●円

2 支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額は、次のとおりである。

平成31年度 ●円

平成32年度 ●円

3 発注者は、予算上の都合その他の必要があるときは、第1項の支払限度額及び前項の出来高予定額を変更することができる。

(債務負担行為に係る部分払の特則)

第14条の3 委託契約が債務負担行為等に係る契約である場合において、前会計年度末における業務委託料相当額が前会計年度までの出来高予定額を超えた場合においては、受注者は、当該超過額について部分払を請求することができる。ただし、各会計年度において、受注者は、予算の執行が可能となる時期以前に部分払を請求することはできない。

2 各会計年度において、部分払を請求できる回数は、次のとおりとする。

平成31年度 ●回

平成32年度 ●回

(支払遅延利息)

第15条 発注者の責めに帰する事由により、第13条第2項に定める期間内に業務委託料を支払わない場合には、受注者は発注者に対して、その支払期限の翌日から支払いの日までの日数に応じ、未受領金額につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

(談合その他の不正行為に対する措置)

第16条 受注者は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当したときは、発注者の請求に基づき、この契約による契約金額（この契約締結後、契約金額の変更があった場合は、変更後の契約金額とする。次項において同じ。）の10分の2に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約による履行完了後においても同様とする。

(1) この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1項の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下、「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び次項第2号において同じ。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行として事業活動があったとされたとき。

- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令にかかる事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は代理人、使用人その他の従業者をいう。次項第2号において同じ。）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 2 この契約に関し、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額のほか、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第8項又は第9項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 前項第4号に該当する場合であって、前項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。
- 3 受注者が前2項の違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。
- 4 受注者は、契約の履行を理由として、第1項及び第2項の違約金を免れることができない。
- 5 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(契約の解除)

- 第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務を完了する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がないのに、業務に着手すべき時期を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第1号）（以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- ロ 暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ヘ 受注者が履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする契約（以下「再委託契約」という。）又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を再委託契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者に損害を与えたときは、受注者はその損害を賠償するものとし、その額は発注者と受注者とが協議して定める。
- 3 第1項の規定によりこの契約を解除した場合において、発注者は必要があるときは、既済部分の引渡しを受注者に請求することができるものとする。この場合において、発注者はその既済部分に対する業務委託料相当額を支払うものとし、支払額は発注者と受注者とが協議して定める。

(違約金)

第18条 発注者は、この契約の全部又は一部を解除した場合で、解除の理由が前条第1項の規定に該当するときには、解除部分に対する契約金額の100分の10に相当する金額を受注者から違約金として徴収するものとする。この場合において、第2条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、当該契約保証金又は担保の提供をもって当該違約金に充当することができる。

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前条第1項第3号に該当する場合とみなす。

(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 発注者は、受注者が発注者の指定する期限までに第1項に規定する違約金を納付しない場合には、その支払期限の翌日から納付のあった日までの日数に応じ、当該違約金額につき年2.7パーセントの割合で計算した額の遅延金を徴収するものとする。

(警察への協力)

第19条 受注者は、この契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他不当な手段による要求を受けたときには、発注者に報告するとともに兵庫県加古川警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行わなければならない。再委託契約等の受注者が暴力団等から不当介入を受けた場合も同様とする。

2 受注者は、再委託契約等を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約等を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、当該再委託契約等の受注者から、自らが第17条第1項第4号イからホまでの規定に該当しない旨等を記載した誓約書を提出させ、当該誓約書を発注者に提出しなければならない。

(秘密の保持)

第20条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(瑕疵担保)

第21条 発注者は、成果品に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第11条の規定による引渡しを受けた日から1年以内に行わなければならない。

(補則)

第22条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたとき、又はこの契約書に定めのない事項については、加古川市水道事業及び下水道事業契約規程（平成10年水道事業管理規程第5号）等によるほか、必要に応じ発注者と受注者とが協議のうえ定めるものとする。